

【別紙】

<サービス利用料金自己負担額>

介護保険からの給付サービスを利用する場合における、平常時間帯（午前8時～午後6時）での利用料金は次の通りとし、原則として1割または2割の自己負担となります。

但し、介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用する場合は、全額自己負担額となります。

[訪問介護利用料金] ※2割・3割自己負担の場合は下記負担額のそれぞれ倍額となります。

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分増す毎に
身体介護	1,660円	2,490円	3,950円	5,770円	830円追加
利用者様負担額	166円	249円	395円	577円	83円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,820円	2,240円
利用者様負担額	182円	224円

* 場合によっては身体介護と生活援助を組み合わせることも出来ます。

通院等乗降介助	1回につき980円
利用者様負担	1回につき98円

平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外のサービスに対する割増料金の割合は、次の通りです。

	午後6時～午後10時	午前6時～午前8時	午後10時～午前6時
割増料金	+25%	+25%	+50%

[介護予防訪問介護料金]

	I おおむね週1回	II おおむね週2回	III おおむね週3回以上
利用料金	11,720円	23,420円	37,150円
利用者様負担額	1,172円	2,342円	3,715円

※上記基本料金に対して、介護職員処遇改善加算（I）13.7%

特定事業所加算（II）10.0%

特別地域加算 15.0% が加算されます。

※事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の居住する利用者、また同建物内において利用人数が20人を超えた場合10%の減算になります。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、上記利用料金の2倍の料金をいただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額も変更されるものとします。

※通院等乗降介助には介護保険外で、別途ケア移送費がかかります。

	初乗り～3.0km未満	3.0km～4.0km未満	4.0km～5.0km未満	1kmの端数を増す毎に
--	-------------	---------------	---------------	-------------

ケア移送費	510円	610円	710円	100円増
-------	------	------	------	-------

<提供するサービスについて>

介護保険の給付対象となる訪問介護サービスは以下の通りです。

1) 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助または入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。
- 排泄介助…排泄の介助、おむつ交換などを行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 更衣介助…着衣の交換を行います。

2) 生活援助

- 調理…ご契約者様の食事の用意を行います。（ご家族様分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者様の衣類等の洗濯を行います。（ご家族様分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者様の居室の掃除を行います。（ご契約者様の居室以外の居室、庭など敷地の掃除は行いません。）
- 買い物…ご契約者様の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。

3) 通院等乗降介助

- 病院への通院や買い物に行くときの送迎を行います。

※ 令和元年11月1日事業所移転に伴う料金改正により利用料が変更となります。